

その他について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

マイナンバーカードと健康保険証の一本化について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化のポイント

- ・ 健康保険証を廃止（マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行い、受診することを基本とする）
- ・ 発行済みの健康保険証は、施行後1年間有効とみなす経過措置
- ・ マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には、申請に基づき、資格確認書を交付
- ・ 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず、資格確認書を交付
- ・ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者をご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、資格情報のお知らせを交付
- ・ 施行日は令和6年12月2日

マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる

② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などのリスクが残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる
- ・ 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、未収金の減少にも繋がる
- ・ 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の発行事務が減少するほか、資格喪失後の保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担が減少
- ・ 患者にとっては、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除

マイナ保険証の過渡期の対応（デジタルとアナログの併用）

- 医療DXのパスポートとして「マイナ保険証」によるオンライン資格確認が原則へ。
 - ① マイナ保険証を保有していない方には、必要な保険診療を受けられるよう **資格確認書** を申請によらず交付
 - ② マイナ保険証の保有者には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう **資格情報のお知らせ** を送付
- (※) 併せて、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにログインすることでご自身の資格情報を確認いただけることについても、広く周知していく。

マイナ保険証を保有していない場合

- ・マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付
具体的には、現行の健康保険証の有効期限の終了時（※）や転職・転居時に、健康保険証に代えて、資格確認書を交付（※施行後、最大1年間使用可能）

マイナ保険証保有者で、スマホをお持ちの方の場合

- ・スマホ保有者は、スマホ（マイナポータル）でご自身の資格情報を確認可能
（来年春から資格情報のスマホダウンロードも対応）
- ・来年以降、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」を導入
- ・停電などマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、スマホの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能

マイナ保険証保有者で、スマホ対応が難しい方の場合

- ・マイナ保険証の保有者にお送りする「資格情報のお知らせ」により、ご自身の被保険者資格を把握可能
（マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合は、マイナ保険証とともに提示することで受診いただける）

スマホダウンロード対応の
資格情報表示のイメージ



「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省やデジタル庁等の関係省庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関へのアプローチ

- 1 マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR、関係団体との意見交換、団体の取組促進
- 2 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請
 - ※ 厚労省所管団体が開設する医療機関に対し、利用率目標の設定と進捗管理、専用レーンや担当者による声掛け・案内の実施を要請。
 - ※ 関係省庁と連携し、厚労省所管団体以外が開設する公的医療機関等に対し、厚労省の対応を踏まえた対応を実施するよう要請。
 - ※ 今後、民間医療機関等の取組促進のため、利用実績を個別に通知するなどの実施に向けて検討。
- 3 意見交換会の開催
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの医療機関向けマイナ保険証活用セミナー
- 5 経済対策による医療機関等への支援等
 - ・ マイナ保険証利用促進のための医療機関・薬局への支援や医療機関等における顔認証付カードリーダー増設を支援（厚労省補正予算217億円）
 - ・ マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするための医療機関・薬局のシステム改修支援（デジタル庁補正予算42.1億円）

保険者・被保険者へのアプローチ

- 1 マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成
 - ・ 市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催（8月～随時）
 - ・ 使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- 2 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請
 - ・ 関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- 3 意見交換会の開催【再掲】
(厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加)
- 4 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨
- 5 政府広報を通じた周知
 - ・ 政府広報としてインターネットバナー広告
- 6 経済対策によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化の周知・広報
 - ・ 医療保険者を通じて加入者への周知広報を実施（厚労省補正予算41億円）

オンライン資格確認の利用状況

○ 本格運用開始から令和5年9月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約18.0億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約5,800万件、保険証によるもの：約17,4億件であり、合計約18,0億件。（一括照会によるもの：約2.3億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数



【9月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバー カード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	8,807,769	1,004,395	7,803,374	13,214,672
医科診療所	68,557,235	3,721,248	64,835,987	1,502,294
歯科診療所	11,117,841	1,154,872	9,962,969	4,678,407
薬局	73,493,418	1,482,979	72,010,439	47,515
総計	161,976,263	7,363,494	154,612,769	19,442,888

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

なお、令和5年10月のマイナ保険証利用率は4.5%と低迷している。

各保険者においても、マイナ保険証の利用率の目標を設定いただき、事業主と連携し、利用率向上のための取組を進めていただこうと考えています。

(12月22日(金)武見厚生労働大臣閣議後会見一部抜粋)

保険証の廃止に伴う削減コスト（ごく粗い試算）

単位：円

ケース①
(マイナ保険証保有が現状より進む場合/利用登録率：65～70%)

ケース②
(マイナ保険証保有が現状の場合/利用登録率：52%)

【資格確認書 + 資格情報のお知らせ】	ケース①				ケース②				
	国保	後期高齢者医療	被用者保険	合計	国保	後期高齢者医療	被用者保険	合計	
	現行①	111億	92億	32億	235億	現行①	111億	92億	32億
保険証廃止後② (発行枚数見込み)	55億 ～ 53億 (3,100万)	50億 ～ 44億 (1,935万)	29億 (2,335万)	134億 ～ 126億 (7,370万)	保険証廃止後② (発行枚数見込み)	66億 ～ 65億 (3,100万)	59億 ～ 54億 (1,935万)	34億 (2,870万)	159億 ～ 153億 (7,905万)
削減額②-①	▲56億 ～ ▲58億	▲42億 ～ ▲48億	▲2億	▲100億 ～ ▲108億	削減額②-①	▲45億 ～ ▲46億	▲33億 ～ ▲38億	2億	▲76億 ～ ▲82億
	※その他、マイナ保険証利用で、限度額適用認定証の発行コストの減少、返戻の減少に伴う再請求事務の減少等により保険者等の事務コストが軽減				※その他、マイナ保険証利用で、限度額適用認定証の発行コストの減少、返戻の減少に伴う再請求事務の減少等により保険者等の事務コストが軽減				

※ 「保険証廃止後②」及び「削減額②-①」の上段は、マイナ保険証を保有する要配慮者（*）の半数に資格確認書が交付されると仮定した場合の数値
（*）「要配慮者」は、国保、後期高齢者医療における、①要介護高齢者（65歳以上の介護サービス利用者）、②障害者（障害サービス利用者）を想定

保険証の廃止に伴う削減コスト（ごく粗い試算）の試算の前提

	国保	後期高齢者医療	被用者保険
	(対象) マイナ保険証 非保有者	(対象) マイナ保険証 非保有者	(対象) マイナ保険証 非保有者
資格確認書	(頻度) ・ 1年又は2年に一度一斉交付 ※ 2年証は2割 ・ 期中の新規加入者に随時交付	(頻度) ・ 1年又は2年に一度、8月に一斉交付 ※ 2年証は3広域 ・ 期中に資格情報変更等があった者に随時交付	(頻度) ・ 5年に一度交付
	(対象) マイナ保険証 保有者	(対象) マイナ保険証 保有者	(対象) 新規加入者
資格情報のお知らせ	(頻度) ・ 1年又は2年に一度一斉交付 ※ 2年証は2割 ・ 期中の新規加入者に随時交付	(頻度) ・ 1年又は2年に一度、8月に一斉交付 ※ 2年証は3広域 ・ 期中に資格情報変更等があった者に随時交付	(頻度) 新規加入時（定期更新なし）
	【資格確認書】印刷製本費：65円、通信運搬費：84円+320円（通常郵送費+簡易書留に係る費用） 【資格情報のお知らせ】印刷製本費：10円、通信運搬費：84円		【資格確認書】印刷製本費：76.5円 or 100円、通信運搬費：総額18.3億円 【資格情報のお知らせ】印刷製本費：20円 or 25円、通信運搬費：上記に含まれる
	※ 後期高齢者医療広域連合の実績の例を踏まえ、国保・後期高齢者医療において、紛失等による再交付を全被保険者の約3%と想定。		

※ 現行の保険証の発行コストは、現行の発行実務を踏まえ、それぞれ実績ベースで推計

※ マイナ保険証の利用登録率は、①直近の増加件数を踏まえて、被用者保険で70%、地域保険で65%程度まで増加すると仮定したものと、②現状（52%）のまま推移すると仮定した2パターンで試算。